第十二条の見出し及び同条第一項中「商務流通審議官」を「商務流通保安審議官」に改め、同条第七項中「商務流通審議官」を「商務流通保安審議官」に、「並びに一般消費者の利益の保護」を「、一般消費者の利益の保護並びに産業保安の確保」に改める。

第十三条第一項中「十三人」を「十四人」に改める。

第二十一条中「十一課」を「十課」に、「産業施設課　地域技術課」を「産業施設課」に改める。

第三十条第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び地域技術課」を削り、同条第五号から第九号までの規定中「地方支分部局」を「経済産業局」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

**第三十三条及び第三十四条**　削除

第八十条の見出しを「（商務情報政策局に置く課等）」に改め、同条中「十二課」を「十四課及び鉱山・火薬類監理官一人」に、「製品安全課」を「製品安全課　保安課　電力安全課」に改める。

第八十四条第一号、第八十六条第三号、第八十七条第二号及び第八十八条第五号中「第十四号」を「第十六号」に改める。

第九十九条から第百一条までを削る。

第九十八条第四項中「第四条第一項第六十三号」を「第四条第一項第五十九号」に改め、第一章第四節中同条を第百一条とし、同章第三節中第九十七条を第百条とし、第九十六条を第九十九条とし、第九十五条を第九十八条とし、同章第二節第三款第七目中第九十四条の次に次の三条を加える。

（保安課の所掌事務）

**第九十五条**　保安課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　産業保安の確保に関すること（電力安全課及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するものを除く。）。

二　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

三　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

四　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

五　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

六　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

（電力安全課の所掌事務）

**第九十六条**　電力安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電力設備（電気工作物及びその附帯設備をいう。）に係る保安の確保に関すること。

二　事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。

（鉱山・火薬類監理官の職務）

**第九十七条**　鉱山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火薬類の取締りに関すること。

二　鉱山における保安に関すること。

第一章第五節中第百二条の前に次の款名を付する。

**第一款**　経済産業局

第百二条第四項中「及び第百三十三条第三項」を削る。

第一章第五節に次の一款を加える。

**第二款**　産業保安監督部等

（産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域）

**第百三条の二**　産業保安監督部の名称は、次の表の各号の第二欄に掲げるとおりとし、その位置は、当該各号の第三欄に掲げる経済産業局と同じ位置とし、その管轄区域は、同欄に掲げる経済産業局（第二号から第四号までにあっては、同欄及び第四欄に掲げる経済産業局）の管轄区域と同一の区域とする。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一 | 北海道産業保安監督部 | 北海道経済産業局 | |
| 二 | 関東東北産業保安監督部 | 関東経済産業局 | 東北経済産業局 |
| 三 | 中部近畿産業保安監督部 | 中部経済産業局 | 近畿経済産業局 |
| 四 | 中国四国産業保安監督部 | 中国経済産業局 | 四国経済産業局 |
| 五 | 九州産業保安監督部 | 九州経済産業局 | |

2　第百二条第四項の規定により経済産業大臣が管轄経済産業局を指定した鉱業については、次の表の各号の中欄に掲げる管轄経済産業局の区分に応じ、当該各号の下欄に掲げる産業保安監督部の管轄とする。

| | | |
|---|---|---|
| 一 | 東北経済産業局及び関東経済産業局 | 関東東北産業保安監督部 |
| 二 | 中部経済産業局及び近畿経済産業局 | 中部近畿産業保安監督部 |
| 三 | 中国経済産業局及び四国経済産業局 | 中国四国産業保安監督部 |
| 四 | 前三号に掲げる経済産業局以外の経済産業局 | 当該経済産業局と管轄区域が同一である産業保安監督部 |

3　電気に関する事務について特に必要があるときは、経済産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

4　経済産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

（那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域）

**第百三条の三**　那覇産業保安監督事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

2　第百二条第四項の規定により経済産業大臣が沖縄総合事務局を指定した鉱業については、那覇産業保安監督事務所の管轄とする。

第二章第一節第三款の款名を削る。

第百三十一条から第百三十三条までを次のように改める。

**第百三十一条から第百三十三条まで**　削除

（産業構造審議会令の一部改正）

**第三十六条**　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 保安分科会 | 一　経済産業省の所掌事務のうち火薬類の取締り、高圧ガスの保安その他の保安に関する重要事項を調査審議すること。<br>二　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十七条第一項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |